

妊産婦健康診等を県外の医療機関を受診されて払戻しの手続きをされる方へ

母子手帳交付日： 年 月 日

申請期限： 年 3月 31日

(ただし、3月31日が閉庁日のときは、前開庁日まで)

*** 出産後、申請期限内に申請してください。**



【提出書類】

- ・妊産婦健康診査費等助成申請書（様式第1号） ご本人が記入
- ・妊産婦健康診査費等支払証明書（様式第2号） 医療機関の証明が必要
- ・妊婦・産婦健康診等費用額を確認できる医療機関または助産所が発行した領収書（原本）
- ・未使用の妊産婦健康診査等受診票（健診費用補助券）*お持ちの方のみ
- ・母子健康手帳、印鑑

- * 妊産婦健康診査等受診票（健診費用補助券）については、県内のみの使用となりますので、県外の医療機関を受診される場合には、医療機関への提出は不要です。
- * 様式第1号（第4条関係）「妊産婦健康診査費等助成申請書」は、ご自身でご記入ください。
- * 様式第2号（第4条関係）「妊産婦健康診査費等支払証明書」は、受診者の氏名、生年月日、住所を記入のうえ、妊産婦健康診査等受診医療機関へ提出し、証明を受けてください。医療機関によっては、証明書の発行に手数料がかかる場合もあります。

き り と り

妊産婦健康診査等受診医療機関 御中



岩出市が発行した、「妊産婦健康診査等受診票（健診費用補助券）」を提示されても、使用できない旨を伝え、本人あてにお返してください。

◇様式第2号（第4条関係）、「妊産婦健康診査費等支払証明書」の記入について、ご不明な点があれば、下記までお問い合わせください。

※産婦健康診査を受診は、産後2週間前後、産後1か月前後の上限2回助成することができます。産婦健康診査実施の際は、2回ともエジンバラ産後うつ質問票（EPDS）の実施をお願いします。

【お問い合わせ先】

岩出市子ども家庭課 子育て世代包括支援センター
「ぎゅっとふる いわで」
住所 和歌山県岩出市金池92番地
TEL 0736-67-6081